

(仮称) 大山田安定型産業廃棄物最終処分場設置等事業計画の意見書に対する見解該当区分一覧表 (その他、地域)

NO.	意見	理由	見解 (該当区分)															
1	<p>当該施設建設予定地より下流の伊賀市中心部を含む以下の地域が流域に入ります。 京都府南山城村、笠置町、木津川市、京田辺市、八幡市、大阪府枚方市、寝屋川市、摂津市、守口市、大阪市 (過不足があれば修正下さい。)淀川取水場から取水される水を利用する住民や食品製造業者、対象流域内の農林水産業関係者まで含めて対象地域ではないでしょうか。御回答をお願いします。</p>	<p>これまでの住民説明会では三重県伊賀市大山田地域への説明や協議が進んでいる理解をしています。流域に該当する住民や事業者への説明や理解を得る事は十分にされているのか御説明を願いたく意見書の提出をするものです。</p>																